



名古屋市教育委員会事務局職員採用選考案内

令和 7 年 5 月 26 日

名古屋市教育委員会

(申込期間：令和 7 年 5 月 26 日（月）から令和 7 年 6 月 27 日（金）まで（必着）)

「なごや子ども応援委員会」に勤務していただく職員を募集します。

(なごや子ども応援委員会については[参考資料](#)参照)

※試験日程等が変更となる場合があります。

採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイトでお知らせします。

1 選考区分・採用予定人数

選 考 区 分	採用予定人数
I 子ども応援委員会総合援助職（スクールカウンセラー）（応援委員会SC） 【主な業務】勤務校および同一ブロック内の学校における、授業（特別活動を含む）を始め学校生活全般に対する心理教育等の観点に基づく援助、児童生徒に対する相談・心理カウンセリング、学校と協働した問題行動の未然防止の取り組み、保護者や教職員に対する支援・相談・情報提供、緊急支援を要する事案への対応・支援等の業務を他職種と協力して行う。	5 名 程度
II 子ども応援委員会総合援助職（スクールソーシャルワーカー）（応援委員会SSW） 【主な業務】勤務校および同一ブロック内の学校における、児童生徒がおかれている環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校と協働した問題行動の未然防止の取り組み、保護者や教職員に対する支援・相談・情報提供、緊急支援を要する事案への対応・支援等の業務を他職種と協力して行う。	若干名

※ 採用後「主な業務」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

※ 主任総合援助職として、なごや子ども応援委員会の各ブロックでの活動等を総括する役職に就くことがあります。

※ 採用予定人数は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※ 平成30年度までは、なごや子ども応援委員会スクールカウンセラー又はなごや子ども応援委員会スクールソーシャルワーカーという選考区分で一般任期付職員としてのみ選考を実施していましたが、令和元年度から任期の定めのない職員として選考を実施しています。

※ 一般職の地方公務員となるため、秘密を守る義務や営利企業への従事等の制限、政治的行為の制限等法令に基づく服務上の制約があります。現に民間企業等に勤務している場合は、任用開始前に現在の勤務先を退職していただく必要があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(2) 資格等

本市の教育活動に理解があり、学校現場において子どもや親への対応に意欲的に取り組む姿勢を持ち、基本的なパソコン操作（エクセルでの集計作業、ワードでの資料作成等）ができる方のうち、次のⅠ～Ⅴのいずれかに該当する方

選考区分	要 件
応援委員会 S C	次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する方 Ⅰ 公認心理師資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅱ (公財) 日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅲ 次の①～③のいずれかに該当する、心理に関する知識経験を有する方 ① 大学院修士課程を修了又は令和7年度中に修了見込みで、かつ、心理業務又は業務として児童生徒を対象とした相談業務に1年以上の経験を有する方 ② 大学若しくは短期大学を卒業し、かつ、心理業務又は業務として児童生徒を対象とした相談業務に5年以上の経験を有する方 ③ 臨床心理士指定大学院（第1種、専門職）を修了又は令和7年度中に修了見込みで、かつ、45時間以上学校現場における臨床心理実習をされた方
応援委員会 S S W	次のⅣ～Ⅴのいずれかに該当する方 Ⅳ 社会福祉士又は精神保健福祉士資格を有する方（資格取得見込みを含む） Ⅴ 社会福祉に関する知識経験を有し、福祉業務に5年以上の経験を有する方

※ 修了見込みの方につきましては、令和7年度中に修了できない場合、合格が取り消しとなります。

※ 資格取得見込みにつきましては、資格試験に合格できない場合、合格が取り消しとなります。

※ 「児童生徒を対象とした相談業務」には、主たる業務が相談業務ではない業務は含みません。

※ 通算可能な職務経験は、令和7年5月25日時点で、年間280時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間とします。

※上表Ⅲ①、Ⅲ②及びⅤに該当する方は、該当の業務従事期間について「業務従事証明書」を第1次選考受験会場にてご提出ください。

(3) 年齢要件

50 歳未満（昭和51年 4 月 2 日以降に生まれた人）

※特例に該当する人は、60 歳未満（昭和41年 4 月 2 日以降に生まれた人）

【特例の要件】

- i. 平成28年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までに、なごや子ども応援委員会職員（常勤職員）又は名古屋市立学校でスクールカウンセラー（※1）としての勤務期間が通算5年（60か月）以上（※2）ある方
- ii. 平成28年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までに、業務として児童生徒を対象とした相談業務の勤務期間が通算 5 年（60か月）以上（※2）ある方
ただし、学校に 3 年以上継続して就業していた期間が必要。
- iii. 平成28年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までに、業務として児童生徒を対象とした福祉業務の勤務期間が通算 5 年（60か月）以上（※2）ある方
ただし、地方公共団体等に3年以上継続して就業していた期間が必要。

※1 令和元年度まで：非常勤スクールカウンセラー

令和 2 年度以降：会計年度時給制スクールカウンセラー

※2 通算可能な職務経験について

年間280時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間のことをいいます。

※上表 ii 及び iii に該当する方は、該当の業務従事期間について「業務従事証明書」を第 1 次選考受験会場にてご提出ください。

～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は 1 か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は 1 か月の就業期間とみなします。
(ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が 1 年以上継続している勤務に限ります。)
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

(4) その他

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務

イ 公の意思の形成への参画に携わる職務

3 選考日程・選考方法等

(1) 主な流れ

試験の流れ	日 程
申込期間	5月26日(月)～6月27日(金)
メールによる受験票発送	7月8日(火)以降
第1次選考	7月13日(日) 会場：名古屋市内
第1次選考結果発表	8月12日(火)
第2次選考	8月30日(土)・31日(日) 会場：名古屋市内
第2次選考結果発表	9月19日(金)

(2) 選考方法

ア 第1次選考

提出書類及び専門分野に関する論文による選考

※専門分野に関する論文選考の会場及び日程は令和7年7月8日(火)以降にメールで発送する受験票でお知らせします。

なお、万一、令和7年7月9日(水)までに受験票が届かない場合は子ども応援課にご連絡ください。

イ 第1次選考結果の発表

選考結果発表日の午前10時から本市ウェブサイトには通過者の受験番号を掲載します。

併せて、第1次選考の合格者のみに、令和7年8月12日(火)に郵送で第1次合格者通知を発送します。なお、万一、令和7年8月18日(月)までに第1次合格者通知が届かない場合は子ども応援課にご連絡ください。

ウ 第2次選考

個人面接及び模擬相談による口述選考

口述選考：令和7年8月30日(土)・31日(日)のうち教育委員会が指定する日

※第2次選考の会場及び日程は第1次合格者通知でお知らせします。

※受験者による選考日程の指定はできません。

エ 第2次選考結果の発表

第2次選考を全て受験した方全員に対し、令和7年9月19日(金)に郵送で可否結果を発送します。併せて、合格発表日の午前10時から本市ウェブサイトには合格者の受験番号を掲載します。

(3) その他

電話やメール等による選考日程、可否の問合せ等には応じられませんのでご了承ください。

4 選考内容

【応援委員会SC】

選考科目		配点	選考の内容
第1次選考	書類選考	60点	受験申込書により、子ども応援委員会業務に関連する経験及び熱意等について審査します。
	論文選考	140点	記述式選考により、心理等に関する専門の知識、経験について審査します。
第2次選考	口述選考①	200点	個人面接により、心理及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。
	口述選考②	400点	与えられたテーマについて模擬相談により、心理及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。

【応援委員会SSW】

選考科目		配点	選考の内容
第1次選考	書類選考	60点	受験申込書により、子ども応援委員会業務に関連する経験及び熱意等について審査します。
	論文選考	140点	記述式選考により、社会福祉等に関する専門の知識、経験について審査します。
第2次選考	口述選考①	200点	個人面接により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。
	口述選考②	400点	与えられたテーマについて模擬相談により、社会福祉及び学校教育に関する知識、経験、適性並びに人格識見を総合的に審査します。

【注意事項】

※第2次選考合格者は、第1次選考及び第2次選考の得点を総合して決定します。

※各選考において、得点が一定水準に達しない場合は不合格となります。

※なごや子ども応援委員会が求めている人材は、12ページの「なごや子ども応援委員会が求める資質・能力」を参考にしてください。

5 受験手続

(1) 申し込み方法

※申し込みはインターネットにて行ってください。

- ・ 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- ・ 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。
- ・ 申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

(2) 利用環境

インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Reader等が必要となります。

- ・ インターネットの環境がない方は、知人等のパソコンなどを使用してください。
- ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。
- ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。
<https://get.adobe.com/jp/reader/>
- ・ 受験票及び写真票兼承諾書の印刷はA4判の普通紙で行ってください。
- ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。
- ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (<https://graffer.jp/faq/>) 」をご覧ください。

(3) 申込から第1次選考までの流れ

申込期間	5月26日(月)～6月27日(金)までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。
申込方法	① 名古屋市電子申請サービスにアクセスしてください。検索エンジン等で「名古屋市 電子申請」で検索、または下記のURLのページにアクセスしてください。 (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya) ② キーワード検索で、「なごや子ども応援委員会」と検索してください。 ③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。 ※ 申込時に使用したログイン方法やメールアドレス等は忘れないようにしてください。 使用したログイン方法等につきましては、子ども応援課では一切わかりません。

受験票等の発行	受験票の印刷・写真貼付・署名	7月8日(火)以降に送付する電子メール本文に従って、受験票を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。) 7月9日(水)までに電子メールが届かない場合は、子ども応援課(052-684-4894)までご連絡ください。
第1次選考	受験票を持参	記述式選考により、心理又は社会福祉等に関する専門の知識、経験について審査します。

(4) その他

提出書類は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

6 合格から採用まで

受験資格がないことや受験申込書その他提出書類の記載に不正があることが判明した場合には、この採用選考の受験を無効とします。

採用は、原則として令和8年4月1日(水)です。

第2次選考合格者について、欠員が生じた場合は、補欠合格者のうち、成績が上位の者から順に採用します。

なお、補欠合格の有効期間は、合格発表の日から令和8年4月1日(水)までです。

7 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

閲覧できる人	内容	申出期間	申出方法
第1次選考 不合格者	- 第1次選考順位 - 第1次選考総合得点 - 第1次選考合格基準点	各選考段階の合格発表 日当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで）	教育委員会事務局子ども応援課において、下記の書類を提示してください。 なお、身分証明書は、運転免許証等の <u>氏名及び生年月日</u> の記載があるものに限り、受験者本人が閲覧する場合
第2次選考 不合格者	- 総合順位 - 総合得点 - 第1次選考得点 - 第2次選考得点 - 最終合格基準点	8：45～12：00 13：00～17：30 （土日・祝日・振替休日を除く）	受験者本人が閲覧する場合 ・受験票 ・身分証明書 代理人が閲覧する場合 ・受験票 ・委任状及び委任者（受験者）の身分証明書の写し ・代理人の身分証明書

※受験しなかった選考科目がある方には情報提供はできません。

※必要提示書類に不足がある場合は開示できません。

※電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

8 勤務条件

採用されるまでに勤務条件について定めた条例等の改正が行われた場合、その定めるところによります。

(1) 勤務時間及び勤務場所

勤務時間	勤務場所
月曜から金曜までの午前8時15分から午後4時45分まで（1日当たり7時間45分）	教育委員会が指定する市立中学校等

※事業の実施状況により、勤務時間、勤務場所が変わる場合があるほか、勤務の振替えや時間外勤務を命ぜられることがあります。

(2) 初任給及び給与年額の例（令和7年4月1日現在）

学歴別年齢別給与モデルは次のとおりです。

基礎学歴	25歳	35歳	45歳	55歳
大 学 院 修 了 (修士課程)	月36万5千円	月44万円	月51万円	月54万円
	年580万円	年710万円	年830万円	年880万円
大 学 卒 業	月36万円	月43万円	月50万円	月53万円
	年560万円	年680万円	年810万円	年870万円

- ・上表上段の初任給は、初任給給料月額に地域手当、管理職手当を加えたものです。なお、給与月額は、学歴や職歴に応じて決定するため、実際の給与月額は上のモデルより下回ることもあります。
- ・この他に、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。また、期末・勤勉手当が年2回、退職時に退職手当が支給されます。
- ・上表下段は、令和7年4月1日付で採用された場合の給与年額を示しています。初任給給料月額のほか、地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当が含まれています。
- ・給与改定等により上表の額から変更となる場合があります。

9 問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局子ども応援課

電話番号：052-684-4894

受付時間：午前8時45分から正午、午後1時から午後5時30分（土日・祝日を除く。）

ホームページ

🔍 **なごや子ども応援委員会**

けんさく
検索



<ナゴヤ子ども応援大綱>

一人ひとりの人生の基盤としての理念

あなたもわたしも「いま、ここ」にいたいと思える場をつくる



【一人ひとりの人生の基盤としての理念】 名古屋市HP



設置の背景と趣旨

いじめや暴力行為といった子どもの問題行動、不登校等は深刻化しており、教育上の大きな課題となっています。その要因・背景は、学校、家庭、地域や友人関係を始め多様であり、教員だけではなく、様々な専門的知識・経験を持った職員が連携・協力し、組織的な支援体制を整えることが求められています。

一方、多くの教育現場で、教員の負担を軽減するとともに、家庭や地域との連携をより一層図ることが求められています。

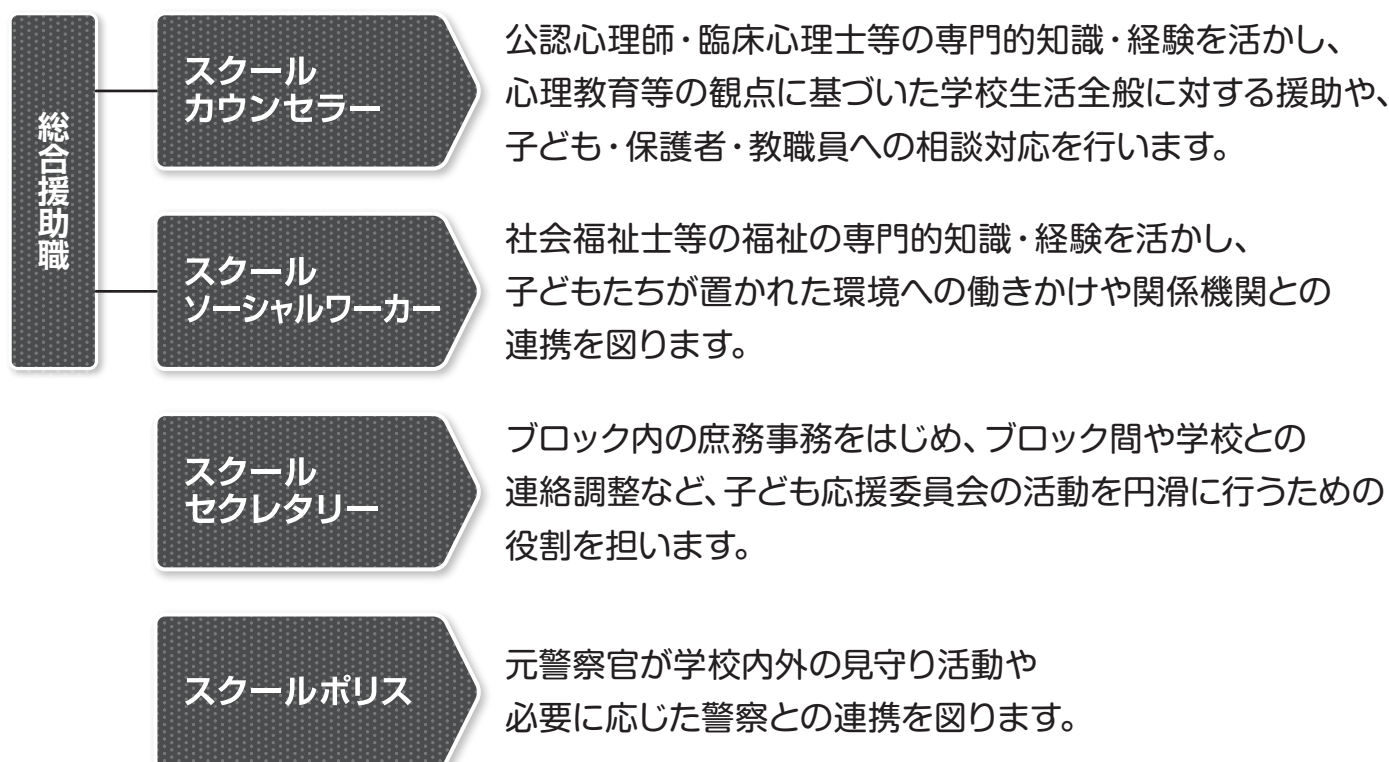
また、問題が起きた後の対応だけではなく、すべての子どもたちの発達を支援することが必要です。

こうした課題に対応するため、名古屋市では、常勤のSC・SSWなどからなる『なごや子ども応援委員会』を平成26年4月に設置しました。

令和2年度からは、子どもを応援・援助する総合援助職を配置し、より効果的な支援を行うことをめざしています。

職員構成と職務内容

なごや子ども応援委員会は以下の職員で構成されます。



なごや子ども応援委員会とは

なごや子ども応援委員会は、全市立中学校と一部の市立高等学校にSC（スクールカウンセラー）を常勤職員として配置しています。全市立幼稚園・小学校・高等学校・特別支援学校にも会計年度任用職員のSCを配置し、連携しながら幼稚園から高等学校まで途切れのない支援となるよう活動しています。

事務局校

市内を17ブロックとし、各ブロックに事務局を設置しています。各ブロックでは、SC、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの職員がそれぞれの勤務校で活動を行いながら、ブロック内の学校（園）からの要請に応じた訪問対応を行っています。

※ブロック内の職員は定期的に情報共有やケース検討を行い、連携しながら事案に対応します。

学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進しています。

1 未然防止につながる取り組みの支援を行います。

- 学年集会・授業等における未然防止につながる取り組みの支援
- いじめ予防等につながる生徒会活動等への支援
- 子どもの権利に関わる授業づくりの支援

2 学校内の日常活動を通して、教員と協働し、子どもたちの悩みや心配事の早期発見に努めます。

- 授業、休み時間、給食、清掃、部活動、登下校時の見守り
- いじめ等対策委員会、職員会議、生徒指導会議、現職教育等の各種会議への参加
- 学校生活アンケートの分析・活用に際しての支援
- 危険箇所、たまり場等への定期的な巡視活動

3 幅広い相談対応を行います。

- 専門性と経験を活かした幅広い相談対応
- 家庭訪問等による子どもや保護者の支援

4 家庭、地域、関係機関との連携を強化します。

- 学校と地域・家庭との連絡調整
- 区役所、児童相談所、警察等との連携・情報交換
- 関係機関が開催する会議等への参加

※今後の事業計画等により変更となる場合があります。

なごや子ども応援委員会が求める資質・能力



1 専門職として

- ・職務や職業倫理について深い理解があること
- ・相談者とラポール形成ができること
- ・生物、心理、社会視点を持ってアセスメントできること
- ・アセスメントに応じた支援方針や支援計画等を提案できること
- ・不登校やいじめ等、子どもが抱える諸課題の解決に専門性を生かして取り組むこと

2 学校で勤務するにあたって

- ・学校と子どもを取り巻く環境について深い理解があること
- ・学校コミュニティと適切に協働できること
- ・教育、心理、福祉等、互いの専門性を尊重できること
- ・困難な課題にも最後まで取り組めること

3 こんな人に来てほしい！

- ・自分や他人をリスペクトし、人と働くことが好きな人
- ・コミュニケーションを図ることができる人
- ・成長していく気持ちがある人
- ・社会の変化にも柔軟に対応でき、子どもの支援に注力し続けられる人